

道路占用者の皆さまへお知らせ

～占用物件の安全性について報告義務が明確化されました～

道路法施行規則の一部が改正され、令和8年4月1日から、全ての占用物件を対象として、道路占用者が占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告する義務が明確化されます。

占用者の皆さまにおかれましては、以下の点にご留意いただき、今後も道路占用物件の適切な維持管理をお願い申し上げます。

- (1) 道路占用者は占用物件の占用期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告する必要があること
- (2) 占用期間が5年を超える電柱、電線及び水管、下水道管その他これらに類するもの並びに跨道橋にあっては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告する必要があること

(道路法施行規則第4条の5の5)

関係法令抜粋

○道路法(昭和 27 年法律第 180 号)

(占有物件の管理)

第 39 条の 8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第 39 条の 9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第 72 条の 2 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号) ※令和 8 年 4 月 1 日施行

(占有物件の維持管理に関する基準)

第 4 条の 5 の 5 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占有の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。）。
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 占有の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。